

○犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程

北海道警察本部訓令第12号

昭和58年12月9日

改正 平成3年5月24日警察本部訓令第8号、11年3月31日第17号、13年7月30日第21号、18年5月10日第18号、20年6月30日第13号、24年3月23日第11号、28年3月29日第15号、30年3月30日第9号、令和3年3月24日第10号

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程を次のように定める。

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)に基づき、北海道公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う裁定を補佐する事務(以下「裁定事務」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 裁定事務の取扱いについては、法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号。以下「令」という。)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)等に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(取扱い上の心構え)

第3条 警察職員は、人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対し、敬意と同情を持って接し、その尊厳を傷つけない対応を行うとともに、裁定事務が適正かつ迅速に行われるよう配慮しなければならない。

(取扱責任者の指定)

第4条 裁定事務の処理は、北海道警察本部(以下「警察本部」という。)警務課、方面本部警務課及び警察署において行い、それぞれ次の者を取扱責任者に指定する。

- (1) 警察本部 警務課犯罪被害者支援室長
- (2) 方面本部 理事官
- (3) 警察署 副署長

(取扱責任者の任務)

第5条 取扱責任者は、当該所属の長の指揮のもとにそれぞれ次の事務を処理するものとする。

- (1) 法第2条第2項の犯罪被害(以下「犯罪被害」という。)に係る事案についての関係所属との連携に関すること。
- (2) 法第13条に規定する裁定のための調査等に関すること。
- (3) 法第10条第1項の規定による裁定の申請(以下「裁定の申請」という。)及び規則第19条の規定による損害賠償を受けた場合の届出の受付に関すること。

(4) 申請者に対する教示及び通知に関すること。

(5) その他裁定事務の処理に関すること。

(発生報告)

第6条 警察署長は、犯罪被害に係る事案が発生したときは、事件の捜査が終了した後、速やかに、犯罪被害発生報告書（別記第1号様式）により、警察本部警務課長に報告するものとする。この場合において、併せて関係書類を送付するものとする。

2 警察署長は、犯罪被害に係る事案が、未解決のもの、負傷又は疾病の療養の期間が1か月未満のものその他報告することについて疑義があるものは、当該報告に関し警察本部警務課長と協議するものとする。

(制度の教示)

第7条 警察署長は、犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案で、法第2条第5項の犯罪被害者等給付金（以下「犯罪被害者等給付金」という。）の支給の対象となり得る事案を把握した場合は、明らかに不支給となる場合を除き、被害者又は遺族の心情を配意した上で、犯罪被害者等給付金に関する制度の概要が記載された手引等を交付して、当該制度を教示するとともに、その経過を明らかにしなければならない。

2 警察署長は、前項の支給の対象となり得る事案を把握した場合において、犯罪被害者等給付金に関する制度を教示することに疑義が生じたときは、その旨を警察本部警務課長に協議するものとする。

(報告等の経由先)

第8条 札幌方面以外の方面の警察署長が行う警察本部警務課長に対する報告、協議及び関係書類の送付は、当該方面本部警務課長を経由してするものとする。

## 第2章 裁定申請等の受付

(裁定申請の受付)

第9条 警察本部警務課長、方面本部警務課長及び警察署長は、裁定の申請があったときは、これを受け付けるものとする。ただし、規則第16条から第18条までに規定する申請書及び添付書類に不備があった場合には、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて当該申請の補正を求めるとともに、その経過を報告書で明らかにしなければならない。

2 申請書の受付に当たっては、警察本部警務課長の管理する一連の受付番号を付するものとする。

3 方面本部警務課長及び警察署長は、第1項の規定により受け付けた申請書及び添付書類を速やかに警察本部警務課長に送付しなければならない。

(損害賠償受領届出の受付)

第10条 警察本部警務課長、方面本部警務課長及び警察署長は、規則第19条の規定に基づき、申請者から損害賠償を受けた旨の届出があったときは、当該届出に係る書面の記載内容を確認の上、これを受け付けるものとする。

2 方面本部警務課長及び警察署長は、前項の書面を受け付けたときは、速やかに警察本部警務課長に送付しなければならない。

(申請受付に関する留意事項)

第11条 警察本部警務課長、方面本部警務課長及び警察署長は、裁定の申請があった場合において、当該申請が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときであっても、当該申請を受け付けるものとする。

- (1) 申請書の提出日が、法第10条第2項又は第3項に規定する期間内でないとき。
- (2) 申請に係る被害が、犯罪被害でないとき。
- (3) 申請者が、給付金の受給資格を有しないとき。

### 第3章 裁定のための調査等

(調査等)

第12条 警察本部警務課長は、裁定の申請があった事案について、法第13条第1項及び第2項に規定する調査等を行うものとする。

(調査等の要領)

第13条 前条の調査等を行うに当たっては、裁定のために必要と認められる調査事項、調査先及び調査方法を十分検討して行わなければならない。

2 前条の調査等を行うに当たり、法第13条第1項の規定に基づいて申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせる場合には、その経過を明らかにしておかなければならない。

3 前条の調査等を行うに当たり、法第13条第2項の規定に基づいて犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会するときは、犯罪被害給付関係事項照会書(別記第2号様式)により行うものとする。

(照会に対する措置)

第14条 所属の長は、他の都府県公安委員会から犯罪被害給付関係事項照会書による照会を受けたときは、速やかに、所要の調査等を行い、犯罪被害給付関係事項回答書(別記第3号様式)により回答するものとする。

2 所属の長は、前項の回答を行う場合において、必要により警察本部警務課長及び警察本部又は方面本部の当該回答に係る事件を主管する課長と協議するものとする。

(裁定申請の却下)

第15条 警察本部警務課長は、申請者が法第13条第3項の規定に該当する事由があると認めるときは、あらかじめ警察本部の監察官室長及びその裁定の申請に係る事件を主管する課長(以下「事件主管課長」という。)に協議した上、規則第20条第1項の犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書の案その他必要な書類を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

2 警察本部警務課長は、法第13条第3項の規定により裁定の申請が却下されたときは、速やかに、規則第20条第1項の犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

### 第4章 給付金の裁定等

(裁定案の作成)

第16条 警察本部警務課長は、裁定に必要な資料が整ったと認めるときは、あらかじめ警察本部の監察官室長及び事件主管課長に協議した上、遺族(重傷病、障害、仮)給付金支給(裁定、決定)検討票(別記第4号様式。以下「検討票」という。)、規則第20条第1項の犯罪被害者等給付金支給裁定通知書の案その他裁定に必要な書類(次項において

これらを「裁定案」という。)を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

- 2 警察本部警務課長は、前項の裁定案の認定理由が法第6条、第7条又は第8条に規定する事由のいずれにも該当しない場合は、前項の規定による協議を省略することができる。

(仮給付金決定案の作成)

第17条 警察本部警務課長は、申請者に対して仮給付金を支給することが適当であると認めるときは、検討票、規則第20条第1項の仮給付金支給決定通知書の案その他決定に必要な書類を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

(申請者に対する通知)

第18条 警察本部警務課長は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定が行われたとき又は仮給付金を支給する旨の決定が行われたときは、速やかに、規則第20条第1項の犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

## 第5章 報告等

(警察庁に対する報告)

第19条 警察本部警務課長は、法第13条第3項の規定による申請の却下が行われたとき、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定が行われたとき、又は仮給付金を支給する旨の決定が行われたときは、その都度、関係書類の写しを警察庁に送付し、裁定又は決定等の状況を報告するものとする。

(審査請求の取扱い)

第20条 国家公安委員会及び公安委員会に対する審査請求の取扱いは、次により措置するものとする。

- (1) 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、これを速やかに警察庁長官官房給与厚生課長に送付すること。
  - (2) 公安委員会に対する審査請求は、裁定申請手続に準じて取扱うほか、北海道公安委員会審査請求手続規則（平成28年北海道公安委員会規則第4号）に定めるところにより処理すること。
- 2 警察本部警務課長は、前項第2号の審査請求があったときは、速やかに、当該審査請求の事案の発生について、審査請求事案発生（終結）報告書（別記第5号様式）により、国家公安委員会に報告すること。当該事案の処理を終結したときも、同様とする。

(処理簿)

第21条 警察本部警務課長は、裁定事務の処理経過を明らかにするため、処理簿（別記第6号様式）を備え付けるものとする。

附 則

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成18年5月10日から施行し、改正後の第6条第1項及び第19条第2項の規定並びに別記第1号様式及び別記第4号様式は、同年4月1日以後の犯罪被害に係る事案について適用する。

附 則（平成20年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和3年3月24日から施行する。

※ 別記様式省略